

授業案③⑤ 発達障害について

1 対象

中学生・高校生

2 授業のねらい

- ・発達障害の特性について理解し、発達障害の本来の特性と、社会的不適応から生じた二次障害との区別、障害における社会的障壁の考え方（医学モデルから社会モデルへ）について理解する。
- ・発達障害のある相手に対する差別的取り扱いが人権侵害に該当することを理解させ、差別・いじめを防止する。
- ・コミュニケーションを不得意とする生徒と、コミュニケーションの問題が生じた場合の解決方法を考え、差別・いじめを防止する。
- ・発達障害の生徒に対するいじめを正当化する言い分について、根拠をもって否定し、差別・いじめを防止する。

傍観者にも、障害者差別解消法、障害者基本条約の理念等、（合理的配慮、インクルーシブ教育、隔離の否定）等法制度上、合理的配慮をしないことが「差別」になることの理解、「排除」が端的に差別であることを理解し、傍観者にもいじめが正当化されないことの理解を促す。

3 授業の流れ

1 限目

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 15分	○自己紹介 ◎生徒間のコミュニケーションの問題が生じているときに、「発達障害」という概念が持ち込まれた事例の紹介【ワークシートの事例】 ① クラスメイトが、当初から A さんの議論を遮断する理由（トラブルを避け、議論を効率的に進めたいというクラスメイトの気持ちを検討する） ・発達障害についての理解（5分） ・医学モデルと社会モデルの確認（5分） ・医学モデルと社会モデルによる事例の分析（5分）	個人の特性だけでは「障害」ではなく、社会的な障壁（マジョリティによる無理解）により障害となることを理解させる。 発達障害のそれぞれの特性を説明し、そのような特性は誰もが多少かれ少なかれ有しているものであることを理解させる。
展開 30分	○「発達障害」であることを理由に、コミュニケーションの問題を A さんの問題とすることは正當か。	差別により、人権侵害となること、困りごとを解決する手段を検討させる。時間の制約のある場合は、③以外は挙手にする。

	① クラスメイトの行動は差別か？その理由は？ 講義・差別とは何か「見下し」と「遠ざけ」(10分) ② Aさんの人権が侵害されていないか？ 講義・人権とは何か「安心・自信・自由」(10分) ③ トラブルを避ける方法はないか？(10分) グループワーク・挙手	差別、人権侵害とは何かを自分なりに判断できるようにする。 差別・人権侵害とならないコミュニケーションはどういうものかを検討させる。
まとめ 5分	◎コミュニケーショントラブルを、「発達障害」であるとして一方的に他者に帰責させ、人権を侵害することは差別で許されない。 コミュニケーションの齟齬は相互に解決すべき課題	発達障害を理由に他人を排除することは、積極的な相手への攻撃ではなくても、差別であることを意識させる。

2限目

導入 5分	◎続きの事例紹介【ワークシート事例の続き】 ・Aさんに、本来の特性ではない二次障害が生じていること ・B、Cの行為は差別であること ・B、Cの行為により人権侵害が生じていること	発達障害から二次障害が生じる仕組みを理解させる。
展開1 20分	○ディスカッション（ワークシートの(1)と(2)のBとCの言い分を検討）(10分) (1)いじりに過ぎないというB、C主張 (2)Aが悪いというB、Cの主張 ○発表（5分） ○解説（5分） (1)は、人権侵害はいじりとして正当化されないこと、及びいじめ防止対策推進法の定義を確認する。 (2)は、Aが迷惑をかけているという点について、コミュニケーショントラブルという点はマジョリティのルールの押し付けに過ぎないことを確認。押した点は、Aは指導されるべきであるが、B,Cの行為が正当化されるわけではないことを確認。また、二次障害である点を確認。	時間の制約上、すべてを発表してもらうことは難しいため、各設問ごとに2～3グループほどの発表とする。 いじめる側の良く主張される言い分を検討し、それによっていじめが正当化されないことまで理解させる。
展開2 20分	○ディスカッション（ワークシートのクラスメイトの言い分を検討）(10分) (3)Aに対する不公平感 (4)Aは隔離すべきであるとの主張 ○発表（5分） ○解説 (3)に対応する形で、障害者差別解消法と合理的配慮 (4)に対応する形で、障害者権利条約とインクルーシブ教育を紹介。 隔離＝差別につながりうることの理解	平等原則、障害者権利条約、障害者差別解消法の紹介を行い、合理的配慮は実質的平等をはかるものであることを理解させる。 隔離により人権侵害が行われてきたことの歴史・国際的な視点を利化させる。
まとめ 5分	○発達障害を「障害」にしているのは社会的障壁であること ○合理的配慮は障害者の人権を保障するものであること ○障害者を隔離する発想は人権侵害であること	

1

障害と差別について

中学校・高校向け授業案

1

2

弁護士の仕事とは？

- ・講師自己紹介
- ・弁護士は人権を守る仕事
「弁護士法」
- ・**第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。**
- ・**2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。**

2

3

事例を考えてみよう

- ・Aさんは、小学生の時、クラスを飛び出してしまうことが頻繁にありました。
- ・仲良くなりたい人にいつもついて行き、相手に嫌がられることがありました。
- ・中学生になったAさんは、クラスで議論していると、無言になってしまったりすることがある一方で、他方で、何かを思いついたときには、議論がまとまりそうでもひたすら自分の意見を話し続け、自分の意見にこだわる一面もあります。Aさんがいるとグループ活動が進まないときがあります。
- ・また、グループで行わなければならない課題も、Aさんが自分の分をいつも忘れてきて、話が進まないことがありました。

3

4

事例つづき

- ・クラスメイトは、そんなAさんとグループになるのが嫌だと言っている子もいます。
- ・「私」も、そんなAさんに苦手な気持ちを持っています。
- ・そんなある日、私は、Aさんは「発達障害」らしいと聞きました

4

5

事例に戻って・・・

- ・「私」も、クラスメイトの話聞いて、Aさんは発達障害の傾向があるようだと考えました。
- ・Aさんが発達障害だとウワサが広まり、クラスメイトの態度が変わり、Aさんがグループのディスカッションで話しても、意見を聞いていなかったり、Aさんが話始めようとしても、話を切り上げたりします。
- ・クラスメイトの中には、Aさんとトラブルになると、あの人は「特性」あるからねという話を陰で話す人もいます。

5

6

検討してみよう

「クラスメイトの中にはAについて、あの人は「特性」あるからねと陰で話している人がいます」
「Aさんが発達障害だと聞いてから、クラスメイトの中には、Aさんがグループのディスカッションで話しても、意見を聞いていなかったり、Aさんが話始めようとしても、話を切り上げたりします。」

- ①クラスメイトは、どうしてそのような扱いをすると思うか？
- ②クラスメイトの扱いは、差別意識（見下し、遠ざけ）に基づくものか？
- ③クラスメイトの扱いにより、Aさんの人権（安心、自信、自由）はどうなっているか？

6

7

①クラスメイトの行動の理由は？

- ・まとめようとした議論が崩れるストレス⇒面倒くさいので、意見は聞かないことにする。意見を聞かないことで、黙っていても聞きたいことをAさんに間接的に伝えている
- ・グループでの議論をうまくすすめるため
- ・Aさん個人への悪感情の高まり。「話にちゃんと参加していない」「わがまま」。
- ・Aさんと生じていたコミュニケーショントラブル⇒Aさんの特性（発達障害）のせいだ
- ・Aさんの話を切り上げようとする人たちに合わせる（同調圧力）
- ・課題を持ってこないストレス。決まりを守れない。だからしないので、悪口を言ってるストレスを発散する

7

8

Aさんが発達障害だから？では、発達障害ってなんだろう？

発達障害者支援法

定義
第二条

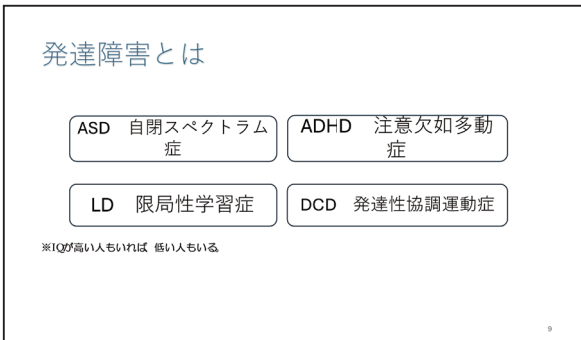
この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」

国民の
責務
第四条

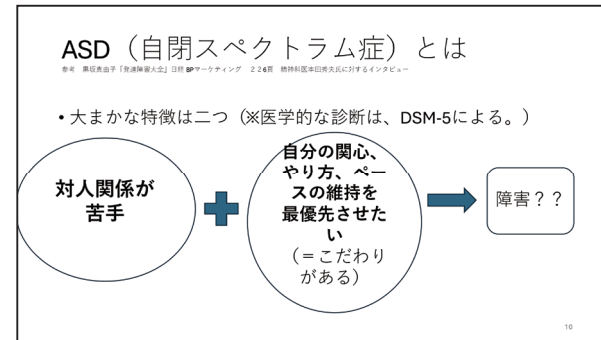
国民は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならない。

8

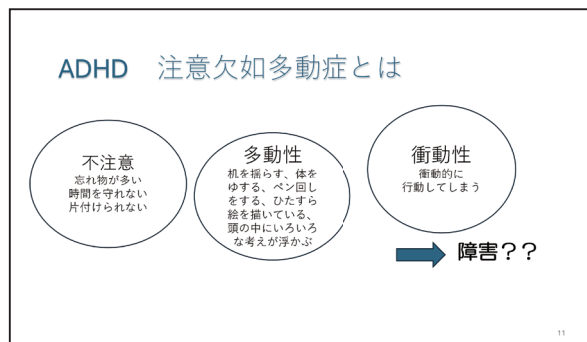
9



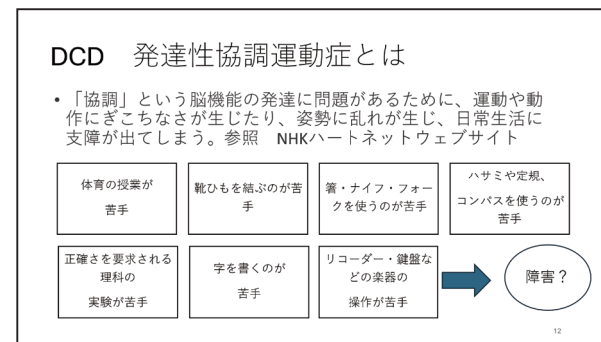
10



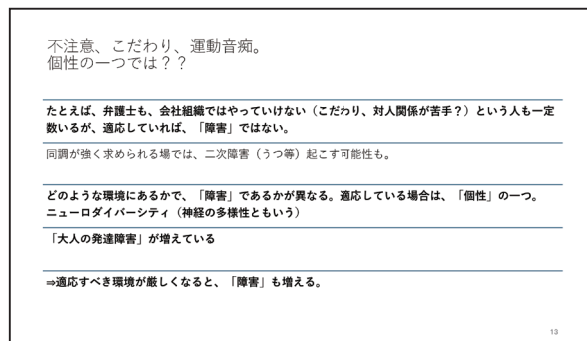
11



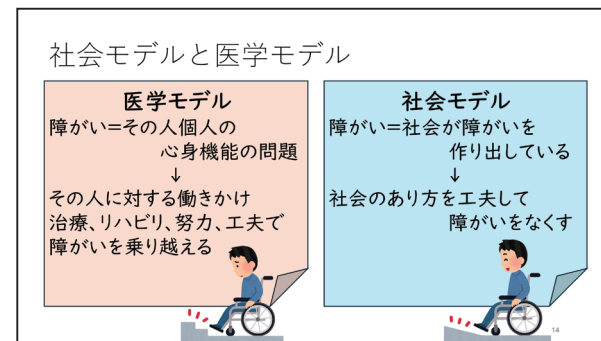
12



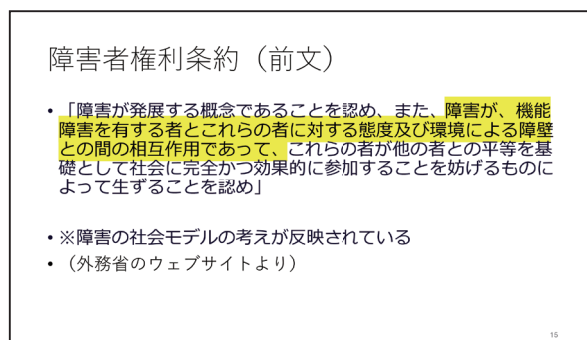
13



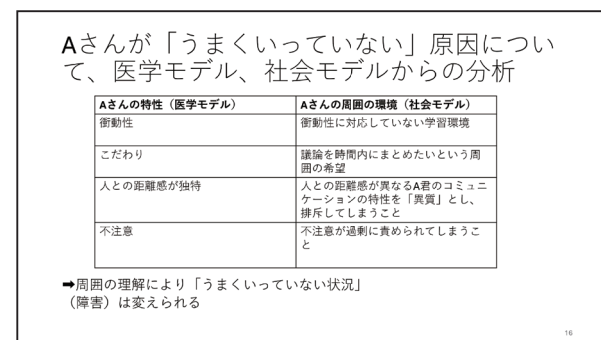
14



15



16



17

検討してみよう

「クラスメイトの中にはAについて、あの人は『特性』あるからねと陰で話している人がいます」
「Aさんが発達障害だと聞いてから、クラスメイトの中には、Aさんがグループのディスカッションで話しても、意見を聞いていなかったり、Aさんが話始めようとしても、話を切り上げたりします。」

- ①クラスメイトは、どうしてそのような扱いをすると思うか？
- ②クラスメイトの扱いは、差別意識（見下し、遠ざけ）に基づくものか？
- ③クラスメイトの扱いにより、Aさんの人権（安心、自信、自由）はどうなっているか？

17

18

どんな差別が存在する？

男女差別

性の多様性に関する差別 同性愛、性同一性障害

障害者差別

外国人差別 在日韓国人・朝鮮人、中国人

出自の差別 アイヌ、同和地区

病気の人への差別 ハンセン病、エイズウィルス、コロナ

18

19

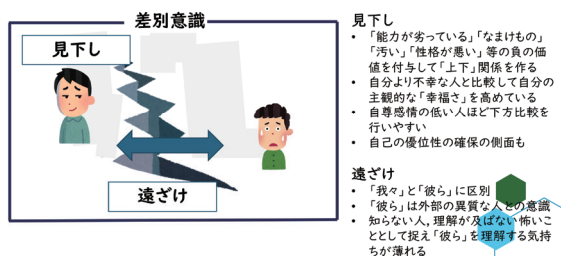
差別って何だろう？

差別感情 (差別意識)

19

20

事例から考える ～差別意識とはなにか～



20

21

②クラスメイトの行為は、差別意識に基づくか？

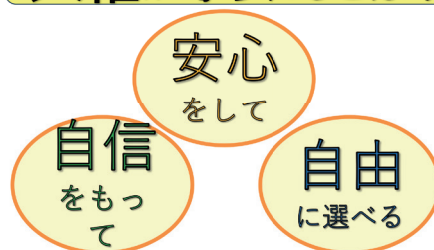
見下し 話を途中で切り上げるのは、相手を低く見ている。
話を聞かないのは、相手を低く見ている。
トラブルになった時に、「特性」「発達障害」のせいにする。

遠ざけ 議論に入れてあげない。
トラブルを特性、発達障害のせいにする事で、クラスの間関係から「遠ざけ」「排除」している。

21

22

人権が守られるとは？



22

23

- 安心** ⇒ 不安や恐怖をもたずに心を安らかにいられる
- 自信** ⇒ 自分が大切な存在だと信じていられる
- 自由** ⇒ 大事なことを自分で自由に選んで生きれる

23

24

③Aさんの人権は？



24

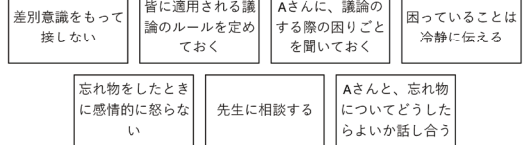
25

④ ①～③を考慮して、困りごとを感じたクラスメイトは、Aさんにどう接すべきか？

こだわりのせいで議論がまとまりにくい
忘れ物のために話が進まない

25

26

④Aさんとは、どのように接したらよいのか？
(グループで議論してみよう)

26

27

Aさんへの配慮が必要とされる理由について

①Aさんの意見を誰からも無視する状況というのは、Aさんの人権が害されている状況。コミュニケーションの問題は、相互の問題。Aさんには適応できない、健常者（マジョリティ）のルールを押し付け、従うように一方的に求めている状況ともいえる。障害の社会モデルからは、「障害」のものは、マジョリティのルールしか正当としないクラスの側に在る。（Aさんの人権侵害を防ぐための必要性）

②こだわりがつよい、対人関係が苦手なことを理由として、Aさんの意見は、本当に無視すべきものなのか？
(グループ全体の意見をよくする可能性。ASDの人は同調しない傾向がある。同調しない意見は集団としては貴重である（「同調圧力 デモクラシーの社会心理学」キャス・サンスティーン著白水社）
集団が間違っている可能性もある。
＝多様性を反映した意見。また、現実には、発達障害の傾向を持つ人々は、世間で広く活躍している。

27

28

事例のつづき

- ・Aさんは、意見を無視されることが増えたためか、かんしゃくを起こしたり、落ち込む機会が増えました。
- ・忘れ物をしたときには、B、Cが「みなさん！！Aが、また忘れ物ですよ！！」とヤジを飛ばし、時には泣き出してしまう時もありました。
- ・学校の先生は、Aさんがかんしゃくを起こした時は授業を休ませたり、忘れ物の期限も、ほかの子より提出が遅れても認めています。
- ・そんなAさんに対し、B・Cさんはすれ違ったときに、Aさんに「今日はパニック起こしてない？」「今日は忘れ物大丈夫？」「はったつ！！」と言って軽い調子でからんできます。

28

29

事例つづき

- ・Aは、BとCを見ると隠れるようになりました。
- ・Aさんが、あるときもBさんとCさんを見て隠れていたところ、二人は発見して前に立ちふさがり、「障がい者！！」「違う学校に行けよ！！」「おまえ、迷惑なんだよ」と言い、AさんはどっさにBさんを押ししまいました。
- ・B、Cは、先生に指導されましたが、①いじっていただけでいじめではない、②押された自分たちが被害者で、迷惑をかけているAさんが加害者だと主張しています。
- ・クラスメイトは、状況を見ていましたが、何か言う人はいません。
- ・先生は、見ていてなにもしなかったクラスメイトも指導しましたが、クラスメイトは、①なぜ先生はAさんだけ特別扱いをするのか、扱いが不平等だ②Aさんは別の学校に行ったほうがお互い幸せであると話している人がいます。

29

30

発達障害の二次障害が生じている状況

Aさんは、意見を無視されることが増えたためか、感情的になったり、落ち込む機会が増えました。忘れ物をしたときには、B、Cが「みなさん！！Aが、また忘れ物ですよ！！」とヤジを飛ばし、時には泣き出してしまう時もありました。

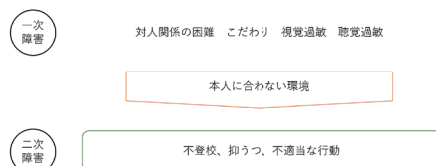
⇒もともと、Aさんにはなかった「感情的になる」「落ち込む」「泣きだす」「押す」などの不適切な行動
⇒発達障害の二次障害、いじめによる被害

30

31

発達障害の二次障害とは？

参考：子どもの発達障害と二次障害の予防のコツがわかる本 前日智行著 ソシム社



31

32

BとCのしていることは、差別意識に基づくものか？

①Aが忘れ物をしたとき、B、Cが「みなさん！！Aが、また忘れ物ですよ！！」とヤジを飛ばすこと

「また忘れ物」として、見下している。みんなに知らせることは、自分たちとは異なる存在としての「遠ざけ」

②B・Cが、Aに「今日はパニック起こしてない？」「今日は忘れ物大丈夫？」「障害大変だね」と言って軽い調子でからむこと

見下しているが、Aが「パニック」「忘れ物」「障害」とすることで「見下し」ている。見ているクラスメイト、Aにも、自分たちとは違う人を認識させることで「遠ざけ」している

③隠れているAさんに、「障がい者！違う学校に行けよ。おまえ、迷惑なんだよ」と言うこと
見下し、排除の意図を端的に伝えている。

32

33

Aの人権（安心、自信、自由）の侵害されている状況

- もともと、できないことのカバーで精神的に疲労しているうえ、絶えずからかわれ、心を傷つけられることにより、学校において安心して過ごすことができない。

安心

自信 「できない」ことがあり、ただでさえ自信、自己肯定感の低下しているAは、このようにいわれれば長期にわたり、対人関係に対する苦手意識が生じる可能性がある。

自由 また、たえずからかわれ、誰にも助けてもらえない状況で、思う通り自由に過ごすこともできない

34

**先生に指導されたときの
B・Cの言い分を検討してみよう**

言い分① グループ活動がうまくいかなくて、先生も困っていて、クラスメイトも困っている。孤立しているAに対するみんなの不満を軽くいじって、クラスに親しみやすくしているだけ。

言い分② 迷惑をかけているAこそが加害者で自分たちが被害者。自分たちは最終的にはAから押されている。

35

B/Cの言い分①「いじり」について

B/Cの差別意識に基づいた行動で、Aの人権が侵害されている状況

↓

いじりによる正当化はできない。
いじりが許されるのは、AとB/Cの関係性が対等で、Aが真に承諾している場合である。

36

事例を考えてみよう

Q B・Cの主張をどう考えますか？

- 迷惑をかけているAこそ加害者。

Aが「迷惑をかけている」？

「迷惑」とは…
ある行為がもとで、他の人が不利益を受けたり不快に思うこと

- 自分達の思い通りにならないことが「迷惑」
- 「思うように進まない」「やりにくい」は、マジョリティの基準

37

事例を考えてみよう

Q B・Cの主張をどう考えますか？

- 被害者は押された自分たち

➢ AがBを押す…暴力(=人権侵害行為)であり、許されないが、二次障害となっていることを理解すべき。

➢ Aは、嫌なことがあったとき、衝動的に暴力しないために、どうすればいいか考え、行動を変えていかなければならないが、攻撃的になるのはもともとの特性ではない。

38

**クラスメイトから出ている意見について
はどうか？**

① 出たくない授業に出ないで、忘れ物をして認められているのは不平等である。

② Aにあった別の学校に行ってもらったほうが、お互いに幸せなのではないか？

39

クラスメイトの主張①「不平等」➡平等って何だろう？

• **憲法 第14条 1項 (法の下での平等)**

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

40

平等とは？

ジャンプしてリンゴを取る課題 身長が異なる3人が参加
同じ地面からジャンプが平等か？ 同じ高さにしてジャンプが平等か？

形式的平等

実質的平等

憲法第14条は、実質的平等も保障している

41

障害者差別解消法

- ・**第一条** この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、**全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、**障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。**

41

42

先生の扱いは不平等？

行政機関における障害を理由とする差別の禁止

- ・**第七条** 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ・**2** 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- ・⇒先生が合理的な配慮をするのは法律上の義務でもある。（民間事業者でも）

42

43

たとえば、書字障害のある人の場合・・・

- ・鉛筆で筆記することは出来なくても、タブレットでの入力是可以する。
- ・タブレットを使うことで、国語の学習をして、国語の能力を延ばすことができる
- （鉛筆で書くことは、意味のある活動ではあるが、国語の学習に必須ではないともいえるため、能力的に「できない」人がいれば、配慮する）

本人は、さぼったり楽をしたたり、特別扱いを受けたいわけではない。どうしても一定の分野で「できない」ことがあり、サポートを受けければ同じように学習して、自分の能力を伸ばしていける。
⇒「できない」ことが外から見えるわけではなく「普通」にみえるため、理解を得られにくい。

43

44

Aさんに対する学校の措置

- ・そもそも、学校には障害者差別解消法により、「合理的配慮」が要求されている
- ・合理的配慮は、憲法14条で保障されている「実質的平等」を確保するためのもの
- ・Aさんが、自身の特性のために、一切学習機会を与えられないのは不平等で、差別
- ⇒特性に配慮して、学習機会が与えられるように配慮するのが「平等」にかなう
- 周りの児童生徒は、「不平等」ではなく「差別をなくすために必要なこと」であることを理解する必要がある（障害者差別解消法）

第四條、国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

44

45

マイノリティへの配慮は面倒？
⇒世界はマイノリティでできている！

45

46

クラスメイトの主張②自分たちと違う場所に行くべき

- ・「障害」の子供の特別なクラス、別の学校に行ってもらったほうが、お互いに幸せなのではないか？
- ・どう思いますか？
- ・どのように言いますか？

46

47

差別意識と制度としての差別

- ・クラスメイトの発言は「見下し」「遠ざけ」といえるか？

47

48

日本における特別支援学級とインクルーシブ教育

- ・日本における特別支援の仕組み



インクルーシブ教育の観点から、現在はどの学校も選べることになっている。

⇒国連から、日本の特別支援教育は、「廃止」の勧告が出ている。（※国連の勧告に影響力はない）

48

49

障害者権利条約 (国連の勧告の背景)

- 障害者権利条約は2006年に国連で採択。
- 08年に発効し、日本は14年に批准した。
- 条約には批准した国が条約の内容を守っているか定期的にチェックする仕組みがある。
- 国とその国の障害者団体をはじめとする市民社会団体が提出した報告書をもとに、国連におかれた障害者権利委員会による条約の実施状況についての審査が2022年8月に行われた。
- →廃止の勧告が出た

49

50

「障害者」を分離して教育することについて

- 障害者権利委員会が特別支援教育の廃止を勧告した。
- 関わったラスカス教授の発言

「障害の有無で分離した特別支援教育は、インクルーシブな社会で暮らしていく道のりを否定し、将来、施設で暮らすことにつながる。インクルーシブ教育なくして、障害のある人の自立生活はあり得ない。
だから、明確に今回の勧告を出している」

50

51

分離と制度による差別について

- 黒人と白人の生活区域分離（アパルトヘイト）
- ハンセン病の患者の長期隔離
- 精神障害者の長期入院
- ヘイトスピーチの事例「国へ帰れ」

51

52

事例に戻って・・・まとめ

Aくんは、①こだわりが強い②対人関係が苦手③忘れ物が多いというだけ。

「社会」から隔離してしまうことが正当なのか？学校の段階から隔離されると、社会に戻りにくくなる。

⇒A君の人権侵害にならないか？ 相互に理解すれば、社会で当然に生活していける。

「個性」で解決できる可能性のあるものに「障害」というレッテルを張り、相互に問題があるはずのクラス（＝社会）の問題をすべてA君のせいにするのは差別となりうる

障害は相手にレッテルを張るのではなく、その人のできないことに配慮し、実質的平等を確保し、差別をなくすための概念

52

弁護士による授業 「差別について考えよう」授業用ワークシート

事例

- Aは、小学生の時、クラスを飛び出してしまうことが頻繁にありました。
- 仲良くなりたい人にいつもついて行き、相手に嫌がられることがありました。
- 無言になってしまったりすることがある一方で、他方で、何かを思いついたときには、議論がまとまりそうでもひたすら自分の意見を話し続け、自分の意見にこだわる一面もあります。Aがいるとグループ活動が進まないときがあります。また、グループで行わなければならない課題も、Aがいつも忘れてきて、話が進まないことがありました。
- クラスメイトは、そんなAとグループになるのが嫌だと言っている子もいます。
- 「私」も、そんなAに苦手な気持ちを持っていました。
- そんなある日、私は、Aは「発達障害」らしいと聞きました。
- 「私」も、クラスメイトの話を聞いて、Aは発達障害の傾向があるようだと考えました。
- Aが発達障害だとのウワサが広まってから、クラスメイトの態度が変わり、中には、Aがグループのディスカッションで話しても、意見を聞いていなかったり、Aが話始めようとしても、話を切り上げたりします。
- クラスメイトの中にはAについて、あの人は「特性」あるからねと陰で話している人がいます。

(1) クラスメイトがAの意見を聞いていなかったり、Aが話を始めようとしても、話を切り上げたりするのは、どんな気持ちのあらわれだと思いますか。

(2) クラスメイトの扱いにはAに対する差別意識があると思いますか。差別意識がある、差別意識はない、からあなたの意見を選んで理由を考えください。理由を考えるときは「見下し」「遠ざけ」の視点からも考えてみましょう。

差別意識はある ・ 差別意識はない

【理由】

(3) クラスメイトの対応によりAの人権（安心、自信、自由）はどうなっていますか。

(4) (1)～(3)を考慮して、クラスメイトはAと接するときどうしたらいいか検討してみよう。

事例（つづき）

- Aは、意見を無視されることが増えたためか、かんしゃくを起こす機会が増えました。忘れ物をしたときには、B・Cが「みなさん！！Aが、また忘れ物ですよ！！」とヤジを飛ばし、時には泣き出してしまう時もありました。
- 学校の先生は、Aがかんしゃくを起こした時は授業を休ませたり、忘れ物の期限も、ほかの子より提出が遅れても認めたりしています。
- そんなAに対し、B・Cさんはすれ違ったときに、Aさんに「今日はパニック起こしてない？」
「今日は忘れ物大丈夫？」と言って軽い調子でからんできます。
- Aは、BとCを見ると隠れるようになりました。
- あるときもAがBとCを見て隠れていたところ、二人は発見してAの前に立ちふさがり、「障がい者！」「違う学校に行けよ。」「おまえ、迷惑なんだよ」と言い、AはとっさにBを押してしまいました。
- B・Cは、いじっていただけでいじめではない、押された自分たちが被害者で、迷惑をかけているAこそが加害者だと主張しています。
- クラスメイトは、A・B・C状況を見っていますが、何か言う人はいません。
クラスメイトの中には、なぜ先生はAだけ特別扱いするのか、扱いが不平等だと話す人がいたり、Aは別の学校に行ったほうがお互い幸せであると話したりしている人がいます。

(1) B・Cの主張について、あなたはどのように考えますか。

① 「いじっていただけでいじめではない」という主張について

② 「押された自分たちが被害者で迷惑をかけているAが加害者」という主張について

(2) クラスメイトの考えについて、あなたはどのように考えますか。

① 「なぜ先生はAだけ特別扱いするのか」「扱いが不平等」というクラスメイトの主張について

② 「Aは別の学校に行ったほうがお互い幸せである」という主張について。